

外国公務員贈賄防止指針（平成27年7月30日改訂版）

◆ 正 誤 表 ◆

（平成27年10月8日）

※記載内容に以下のとおり誤記がありましたので、お詫びして訂正致します。

	誤	正
表紙	平成16年5月26日 平成19年1月29日改訂 平成22年9月21日改訂 平成27年7月30日改訂	平成16年5月26日 <u>平成18年5月1日改訂</u> 平成19年1月29日改訂 平成22年9月21日改訂 平成27年7月30日改訂
1頁 脚注2	本条約は、OECD加盟国以外にも開放されており、平成27年7月現在の条約締約国は、OECD加盟国 <u>32</u> ヶ国（豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、 <u>チリ、スロバキア</u> ）に、アルゼンチン、 <u>ブラジル、ブルガリア、エストニア、イスラエル、南アフリカ、コロンビア、ラトビア、ロシアの9ヶ国が締結している（条約締約国41ヶ国）。</u>	本条約は、OECD加盟国以外にも開放されており、平成27年7月現在の条約締約国は、OECD加盟国 <u>34</u> ヶ国（豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、 <u>チリ、</u> チェコ、デンマーク、 <u>エストニア、</u> フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、 <u>イスラエル、</u> 伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、 <u>スロバキア、</u> スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米）に、アルゼンチン、 <u>ブラジル、ブルガリア、コロンビア、ラトビア、ロシア、南アフリカ</u> の <u>7ヶ国を加えた41ヶ国</u> である。
26頁	③外国の公的な企業の事務に従事する者等であって特に <u>権益を付与された者</u> （第3号）	③外国の公的な企業の事務に従事する者（第3号）
27頁	（4）第3号：外国の公的な企業の事務に従事する者等であって特に<u>権益を付与された者</u> 本号における「公的な企業」には、外国の政府又は地方公共団体が、 ①議決権のある株式の過半数を所有している ②出資の過半数を所有している ③役員 ^の の過半数を任命もしくは指名している のいずれかに該当する事業者（公益法人等も含まれる。）及びこれに準ずる	（4）第3号：外国の公的な企業の事務に従事する者 本号における「公的な企業」は、外国の政府又は地方公共団体が、 ①議決権のある株式の過半数を所有している ②出資の過半数を所有している ③役員 ^の の過半数を任命もしくは指名している のいずれかに該当する事業者（公益法人等も含まれる。）及びこれに準ずる

	<p>者で政令で定める者が対象となる。 <u>政令では、これに準ずる者として、外国の政府又は地方公共団体が、</u> ①総株主の議決権の過半数に当たる株式を所有している ②株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株で支配している ③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している <u>子会社のいずれかに該当する事業者が規定されている。</u> これらの「公的な企業」の事務に従事する者のうち、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権利及びそれに伴う利益を付与されているものが、不正競争防止法上の外国公務員等に該当する。</p>	<p>者として政令で定める者である。 これに準ずる者として政令に定める者は、<u>外国の政府又は地方公共団体が、</u> ①総株主の議決権の過半数に当たる株式を所有している ②株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株で支配している ③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している <u>のいずれかに該当する事業者である。</u> これらの「公的な企業」のうち、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権利及びそれに伴う利益を付与されているものの事務に従事する者が、不正競争防止法上の外国公務員等に該当する。</p>
29 頁	<p>3. 罰則（法第 21 条第 2 項第 6 号・第 6 項、第 22 条関係） ○不正競争防止法第 21 条・第 22 条（抄） 第二十一条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～五（略） <u>六 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者</u> 3～5（略） 6 第二項第 6 号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。 7（略） 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第 6 号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し</p>	<p>3. 罰則（法第 21 条第 2 項第 7 号・第 6 項、第 22 条関係） ○不正競争防止法第 21 条・第 22 条（抄） 第二十一条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一～六（略） <u>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者</u> 3～5（略） 6 第二項第 7 号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。 7（略） 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第 7 号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して</p>

<p>て三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	<p>三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------